

「健康と国保制度を考えるつどい」を開催

病気の早期発見・治療に努めよう

国保で守る健康とくらし

市では、去る八月五日午後一時から老人福祉センターで「健康と国民健康保険制度を考えるつどい」(第一回)を開催し、約四十名の参加者が参加しました。

この「つどい」は、疾病の早期発見、早期治療および適正受診の趣旨普及を図り、あわせて国保制度のしくみと国保事業運営の現状を知っていただくために開催したもので、その内容は「国民健康保険制度のしくみと事業運営の現状」について、福祉部長が説明したのち、スライド「すこやか(新)上手な医者のかかり方」を映写しました。

危機に直面する国保事業

国民健康保険は、わが国の社会保障制度の一環として実施されているもので、加入者の相互扶助を基本に市町村が主体で運営することになっていっています。

国保事業は、特別会計を設けて運営しているため、収支面での均衡を保たなければなりません。支出の大部分を占める療養給付費と高額療養費が年ごとに増加し、国保会計は、危機に直面しています。

この国保事業を健全に運営するためには、加入者全員が日ごろから健康に注意し、疾病の早期発見、早期治療に心がけるとともに、適正な受診を助行していただくことが大切です。

市では、今後この「つどい」を各種団体などの理解と協力のもとに継続して開催する予定です。



福祉年金の定時届を19日までに

現在、老齢・障害・母子年金の各種年金を受けておられる人は、8月期支払いを受けられましたら、必ず印鑑と年金証書を持って8月19日(木)までに市民課年金係で新年度の受給手続き(定時届)をしてください。

この手続きは、向こう一年間の福祉年金がうけられるかどうかの大切なものであるかどうかが大切なものです。

手続きがおくれますと、次の11月期支払い分をうけられないことがありますので、ご注意ください。

お問い合わせ
市民課 内線2-1-1

くらしの情報

お茶の効用

問 お茶は、飲む以外にどのような効用がありますか。

答 お茶は、本来が嗜好飲料ですが、飲む以外にも次のような効用があります。

○におい消しに
お茶の芳香は不快臭を消す働きがあります。から、衣服や器などにいやなおいがついたとき、お茶をいぶしてその煙に当ててみましょう。

○染料に
茶汁は茶色の染料になります。木綿や絹布などを茶汁で煮ると、淡い茶色に染め上がります。

○枕に
お茶の葉または茶がらを干したものを枕の詰め物として使います。俗にいう茶枕です。頭寒足熱効果の高い枕ができます。

○ほこり取りに
茶がらのしめり気は、ほこり掃除につきものほこりやこみを吸い取ってくれます。畳などの部屋を掃除する場合は、茶がらにちりあかじめ茶がらをまいてからはじめるのはほこりが立つのを防ぎます。

夏休み宿題コーナー

8月も早半ば。楽しい夏休みも残すところあと半月となりました。

みんなこの間、海や山へと楽しい毎日を通すごしたことでしょう。

夏休み中の勉強・調べ物は、もう済みましたか。

市では、こども小・中学生のみなさんを対象に「夏休み宿題コーナー」を開きます。

どうぞ、お気軽にご利用ください。



用ください。

▽とき 8月26日(木) 午前10時～午後3時

▽ところ 市民会館第1会議室

▽内容 向日市の気候・風土・歴史・統計・農業・商工業・その他

▽お問い合わせ 秘書広報課 内線2-5-1

※なお、宿題コーナー開設日以外の日の来庁はご遠慮ください。

進む下水道事業 交通規制のお知らせ

市では、住よみまちづくりの一環として公共下水道工事を進めています。今回、森本・寺戸地区で工事を行います。

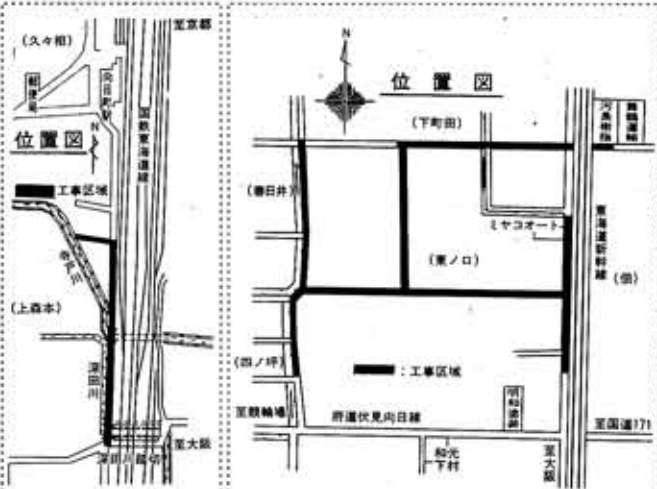
○図1 森本町東ノ口地区 昭和57年8月上旬～昭和58年1月末

○図2 森本町上森本地区 昭和57年8月上旬～昭和58年1月末

○図3 寺戸町2枚田地区 昭和57年8月上旬～昭和58年1月末

全面通行止

※工事期間中、市民のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力の程、お願いします。



住民基本台帳の役割

住民基本台帳は、住民の居住関係を公証することによって、住民の日常生活の利便を図るとともに、各種行政事務の基礎資料となるものです。

そのため、市町村長は住民の居住に関する事務を正確に処理し、その記録を整備しておくことが必要です。

しかし、そのためには、住民からの届出によらなければ、市町村長はこれらの事実を知ることができません。

住民としての地位の変更(転入届、転出届、転居届)、世帯または世帯主の変更、これに伴って発生する住民の権利、義務の異動に対しての届出は、本人がすることです。

届出人は、本人がすることが原則ですが、世帯主は世帯員に代わって届出をすることができます。主に、世帯員で未成年者や意思能力を欠く者であるときや、病気がなかなか癒えず、世帯主が届出できない場合は、世帯主が届出なければなりません。

届出は、本人がすることばなりません。代理人による届出は、法定代理人、委任代理人および使者も可能ですがその範囲は、この届出が住民の権利、義務の基礎となる重要なものであることを考え、世帯主と同一の世帯に属する者であれば代理または、使者として届出を受け付けます。

この転入届出によって、戸籍と氏名、生年月日、続柄等照合し、住民基本台帳(住民票ともいいます)として整備します。

戸籍が人の身分関係を公証する唯一の公簿であると同時に、住民票は、住民の居住関係を公証する唯一の公簿です。したがって届出は、すみやかに、正確にしてください。

ハイ、窓口です!



家庭不用品 ゆずり合い 取り次ぎコーナー

- (ゆずります)
- 鳥かご.....2件
 - 冷凍冷蔵庫(180ℓ).....1件
 - 吸引器.....1件
 - バイク(90cc).....1件
 - ピアノのカバー.....1件
 - 健康ヘルス(座いす式).....1件
 - 座いす.....1件
 - 男子用自転車.....1件(24インチ)
- (ゆずってください)
- 子供用自転車(女子用16、男子用14・16・22インチ)・幼児用自転車・大人用自転車・ミシン・ピアノ・ぶらさがり健康器
 - 二段ベット

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず経済課までご連絡ください。

看護婦等の資格をお持ちで 現在勤めておられない方へ

看護婦(士)、准看護婦(士)、助産婦、保健婦の資格をお持ちながら、現在業務についておられない方を募集するため、「未就業看護婦等実態調査」を行います。該当する方で、前回までの調査に御協力いただいていた方は、氏名、住所、電話番号、生年月日、免許種別を電話またはハガキ等でご連絡ください。

最近の医学や看護の動向などについて、お知らせするとともに、就業希望のある方のご相談に応じます。

▷受付期間 9月1日～30日

▷連絡先 京都府向日保健所庶務課 向日市上植野町馬立8番地 電話933-1151